

⑪ 母体・胎児集中治療室管理料の見直し

第1 基本的な考え方

周産期医療における集中的・効率的な提供を推進する観点から、母体・胎児集中治療室管理料について、要件を見直す。

第2 具体的な内容

1. 専任の医師が常時、母体・胎児集中治療室内に勤務していることとする要件について、当該医師は宿日直を担当する医師であってはならないことを明確化する。
2. 母体・胎児集中治療室内の医師の配置要件について、専ら産婦人科又は産科に従事する医師が常時2名以上当該保険医療機関内に勤務しており、当該医師に専任の医師を1名含む場合も、要件を満たすこととする。

改 定 案	現 行
<p>【母体・胎児集中治療室管理料】 〔施設基準〕</p> <p>第6 総合周産期特定集中治療室管理料</p> <p>1 総合周産期特定集中治療室管理料に関する施設基準</p> <p>(1) 母体・胎児集中治療室管理料に関する施設基準</p> <p>ア (略)</p> <p>イ <u>以下のいずれかを満たすこと。</u></p> <p>① 専任の医師が常時、母体・胎児集中治療室内に勤務していること。<u>当該専任の医師は、宿日直を行う医師ではないこと。</u>ただし、患者の当該治療室への入退室などに際して、看護師と連携をとって当該治療室内の患者の治療に支障がない体制を</p>	<p>【母体・胎児集中治療室管理料】 〔施設基準〕</p> <p>第6 総合周産期特定集中治療室管理料</p> <p>1 総合周産期特定集中治療室管理料に関する施設基準</p> <p>(1) 母体・胎児集中治療室管理料に関する施設基準</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 専任の医師が常時、母体・胎児集中治療室内に勤務していること。ただし、患者の当該治療室への入退室などに際して、看護師と連携をとって当該治療室内の患者の治療に支障がない体制を確保している場合は、一時的に当該治療室から離れても差し支えない。</p>

確保している場合は、一時的に当該治療室から離れても差し支えない。なお、当該治療室勤務の医師は、当該治療室に勤務している時間帯は、当該治療室以外での勤務及び宿日直を併せて行わないものとする。

- ② 専ら産婦人科又は産科に従事する医師（宿日直を行う医師を含む。）が常時2名以上当該保険医療機関内に勤務していること。そのうち1名は専任の医師とし、当該治療室で診療が必要な際に速やかに対応できる体制をとること。なお、当該医師は当該治療室に勤務している時間帯は、当該治療室以外での勤務及び宿日直を併せて行わないものとする。

ウ～キ （略）

ク 当該治療室勤務の看護師は、当該治療室に勤務している時間帯は、当該治療室以外での夜勤を併せて行わないものとする。

ウ～キ （略）

ク 当該治療室勤務の医師は、当該治療室に勤務している時間帯は、当該治療室以外での当直勤務を併せて行わないものとし、当該治療室勤務の看護師は、当該治療室に勤務している時間帯は、当該治療室以外での夜勤を併せて行わないものとする。